

安城市徒歩帰宅支援マップ印刷仕様書

1 準拠する法令等

本案件は、関係法令及び本仕様書に定めるもののほか、次に示す要綱・要領等に準拠して実施し、成果品を納品するものとする。

- (1) 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月内閣府（防災担当））
- (2) 愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成27年3月改訂 愛知県）

2 疑義

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 計画書

受注者は本案件を実施するにあたり、受注後速やかに、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他、発注者が必要と認める資料

4 作成

受注者は発注者と緊密な連絡を保ち印刷することとする。

(1) 徒歩帰宅支援ステーション及び徒歩帰宅ルートの調査

ア 安城市内の徒歩帰宅支援ステーション及び徒歩帰宅ルート、避難所、避難場所に関する資料は発注者が必要に応じて受注者に電子データ等にて貸与し、その内容については双方の確認により確定することとする。

イ 近隣市の徒歩帰宅支援ルート及び掲載内容に関する情報については受注者にて収集を行う。なお、掲載内容は2015年11月時点を基準に、最新の状態として、収録範囲内全てを修正すること。

(2) 地図の作成

ア **地図は既存の安城市徒歩帰宅支援マップを参考とし、避難所、徒歩帰宅支援ステーション、徒歩帰宅ルート等の情報を読み取りやすく工夫するものとし、**衣浦東部5市（安城市、刈谷市、知立市、碧南市、高浜市）を中心とした名古屋市南東部以南を範囲とした広域図と、安城市を中心とした詳細図の2種類を表裏で作成すること。

イ 原図に国土地理院発行の地形図を使う場合は、**国土基本情報を使用し、**2015年11月時点を基準に、最新の状態として、収録範囲全てを修正すること。

その際、国土地理院の承認を得て、本案件で作成するマップに承認番号を掲載すること。

国土地理院発行以外の地形図を使用する場合は、発注者と協議を行い、地形図の著作権の有無や地形図の信憑性等を明らかにした上で許可を得ること。

ウ 広域図は近隣市の掲載内容に関する情報を収集して作成すること。

エ 広域図は凡例、啓発事項を含め作成すること。

オ 広域図は赤色で徒歩帰宅支援ルートを表示し、市町村境、国道、主要地方道県道、主要交差点名、官公庁、警察署、交番、消防署、郵便局、病院、鉄道駅名及び線、主要な集落名を表示すること。

また、これらの位置・名称等は最新の状態で表現すること。

カ 詳細図は広域図の表示に加え、徒歩帰宅支援ステーション、避難所、避難場所を表示すること。また、これらの位置・名称等は最新の状態で表現すること。

キ 地図に表題、凡例、及び徒歩帰宅者を支援するための啓発事項を記載すること。なお、その内容は受注者と協議すること。

ク 原図を作成したら受注者と打ち合わせ協議を行うこと。

5 貸与資料

印刷上必要な資料等について発注者受注者協議の上で貸与する。

なお発注者から貸与する資料については、棄損又は滅失しない様に丁寧に取り扱うとともに、使用後は速やかに返却するものとする。

6 成果品の瑕疵

納入後、受注者の過失、疎漏により成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者

の指示に従い速やかに補足、訂正等必要な処置を受注者の負担で行うものとする。

7 成果品の帰属

本案件において作成した成果品の著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。

また、受注者は発注者の許可なく公表、複製の作成、又は貸与してはならない。

8 納入期限及び納入先

本案件の納入期限及び納入先は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成28年3月31日(木)まで
- (2) 納入場所 安城市危機管理課(本庁舎3階)

9 印刷の概要

本案件の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備、調査
- (2) 印刷原稿作成
- (3) 印刷
- (4) ホームページ用データ(PDF)作成
- (5) 打ち合わせ協議

10 計画準備、調査

本案件の成果品の作成にあたっては、関連資料の内容及び現在の本市における防災の実態を把握し、印刷に必要な調査をするとともに、全体の作業方針及び作業計画を立案するものとする。

11 印刷原稿作成

既存の徒歩帰宅支援マップを参考にし、地図、避難所、徒歩帰宅支援ステーション、徒歩帰宅ルート等の情報を最新の状態に更新して作成すること。

12 印刷

前項にて最終決定した印刷原稿について、次の形態及び部数にて印刷を行う。

- (1) 作成形態

A3サイズを二つ折にして納品する。上質紙（菊判62.5kg相当）、両面4色フルカラー印刷とし、他は印刷物仕様書に記載のとおりとする。

なお、表面は広域図、裏面は詳細図とし、いずれも用紙サイズに合わせて縮尺を定めるものとする。他は印刷物仕様書に記載のとおりとする。

(2) 部数 20,000部

1.3 ホームページデータ作成

本案件で作成したデータを発注者のホームページにて閲覧ができるよう、ホームページ用データ（PDF形式）を作成するものとする。

1.4 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は本案件の円滑な遂行を図るため、作業着手時、原図完成時及び成果品納品時の計3回を基本とするが、必要に応じて適宜打ち合わせを実施するものとする。

受注者は本案件の進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し発注者の承認を得るものとする。

1.5 納入成果品

本案件における納入成果品は次のとおりとする。

徒歩帰宅支援マップは1包50部とする。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 徒歩帰宅支援マップ | 20,000部 |
| (2) 電子データ（Adobe Illustrator 形式） | 一式 |
| (3) ホームページ公開用データ（印刷可能なPDF形式） | 一式 |

問い合わせ先	安城市危機管理課
電話	0566-71-2220
担当	水野